

空き家バンクに登録しませんか？

「空き家バンク」とは、空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい利用者をつなぐシステムです。明和町では、空き家対策の一環として「空き家バンク制度」を開始しました。

「空き家バンク」への登録は無料です。ただし売買や賃貸などの契約の仲介は、三重県宅地建物取引業協会様および全日本不動産協会三重県本部様の会員業者が行いますので、売買・賃貸等の契約が成立した場合は、仲介手数料等が発生します。

空き家バンクの登録できる物件

- (1) 明和町内に建っている。所有者は町外でも可。
- (2) 個人の居住を目的として建築した一軒家である。
- (3) 誰も居住していない。または近日中に居住しなくなる予定である。
- (4) 家財道具等がある程度片付いていて、すぐに入居できる。
- (5) 土地と建物の所有者が一致している。他の権利者の承諾書があれば可。
- (6) 境界未定地等、契約が困難な状態ではない。

※老朽化が著しく、大規模な修繕が必要と思われる場合は登録できないことがあります。

空き家バンクのイメージ図

